

危機管理マニュアル

CRISIS MANAGEMENT MANUAL



延岡市立 東海小学校

令和7年 4月

警察110 救急車119 火事119

・ 丸山クリニック	21-6028
・ 四倉歯科	35-5335
・ 延岡共立病院	33-3268
・ アイル歯科	34-9814
・ 荻原眼科	32-5114
・ ファミリー歯科	33-3900
・ さとう耳鼻咽喉科	29-3939
・ 学校薬剤師(上田)	33-5577
・ 大崎整形外科	32-3331
・ 甲斐整形外科	21-2110
・ 県立延岡病院	32-6181
・ 延岡保健所	33-5373
・ 北部教育事務所	32-6116
・ 延岡市教育委員会	
学校教育課	22-7031
保健体育課	22-7033
・ 延岡児童相談所	35-1700
・ 延岡警察署	22-0110
和田越交番	33-3860
・ 延岡市消防本部	33-3327
救急係	33-7111
延岡北分署	35-1954

目 次

I	学校における危機管理	VIII-4
II	学校における対応	VIII-7
1	重大事故(授業中・休み時間)発生時の対応	VIII-7
2	重大事故(事故、けが、病気)発生後の収束段階での対応	VIII-8
3	休業中における重大事故への対応	VIII-9
4	交通事故発生時の対応	VIII-10
5	水泳指導中の事故発生時の対応	VIII-11
6	地震発生・津波発生時の対応	VIII-12
7	風水害時の対応	VIII-13
8	火災発生時の対応	VIII-14
9	学校給食における食中毒・異物混入等異常発生時の対応	VIII-15
10	アレルギー対応の体制	VIII-18
11	新型インフルエンザ・コロナ発生に伴う具体的な対応について	VIII-19
12	不審者侵入時における安全管理	VIII-20
13	マスコミ対策	VIII-21
14	暴力団に対する基本的対応マニュアル	VIII-22
15	持久走練習(大会)中の事故発生時の対応	VIII-26
16	新たな危機事象(弾道ミサイル発射)への対応	VIII-27

I 学校における危機管理

1 危機管理

「事態が破局と収拾の分岐点にあるとき、安定・収拾の方へ対応策を操作すること」
「経済危機や平和の危機などに際して行われる」(広辞苑)

2 危機管理のはじまり

学校現場で「危機管理」と言われるようになったのは、90年湾岸戦争時の日本人学校関係者の安全確保がその端緒 だと言われている。

3 危機管理の目的(何を守るのか)

- (1) 児童生徒の命を守ることであり、児童生徒と教師との信頼関係をつなぎとめ、維持していく。
- (2) 学校の正常な運営、すなわち、児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を落ち着いた状態に置く。
- (3) 学校に対する社会的信用・信頼を守る。

4 危機管理の段階

(1) 予防的対応

- ・事故・事件が起こらないよう日常の学校経営・学級経営を行う。
- ・日常的にきまりの意義を確認し、理解を促す指導をしておく。
- ・緊急時に児童自身の適切な対応に必要な知識・スキルの指導を日常的に進める。
- ・定期的な安全点検と整備を行うとともに適宜安全点検を行うようとする。
- ・自分がしようとしている行動に危険性はないか常に確かめるようとする。
- ・小さなヒヤリ事故等については全職員で共通理解を図り、全児童に予防策等の指導をする。
- ・遊び方の指導は必要に応じて現地で行う。
- ・小さな異変やサインを見逃さない。
- ・日常の子どもの観察記録を行う。

(2) 発生時の対応

- ・生じた危機の確認・調査→正確な情報(原因・状態等)
- ・危機管理の方針→手段の選択・組織の編制等
- ・危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて
- ・終結の明確化→組織運営の正常化

ポイント

☆状況は、「詳しく」「落ちなく」

☆対応は、「迅速かつ誠意をもって」

～その時・その日のうちに～誠意とスピード(2S)

5 危機管理システム

(1) 報告すべき事項

5W1H (いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのように) ※報告・連絡・相談の確実な実施

(2) 報告システム

現場(発見者・担任)→養護教諭・教頭→校長→指示→処置

※ 報告が早ければ早いほどリスクが少なくなる。

※ 教頭→救急車→教育委員会

※ マスコミ対応は窓口を一本化

6 学校内における児童生徒の事故

(1) 時間帯…始業前(登校時を含む)、授業中、業間、給食時間、昼休み、放課後(下校時間を含む)

(2) 事故・事件

・切り傷、裂傷、刺傷、熱(火)等のけが	・挫傷、突き指、捻挫、骨折、打撲
・内科的異常(脳貧血・てんかん発作・心臓発作・アレルギー症状)	・校舎等からの転落
・プール事故	・作業・実験中の事故
	・遊具による事故
	・食中毒

- ・伝染病の発生・野犬による噛み傷
- ・蜂、害虫、毒虫による事故
- ・不審者・犯罪者等部外者の侵入
- ・感電事故
- ・刃物による事故
- ・不登校・不登校気味・いじめ
- ・友達とのけんかによる事故
- ・その他

7 学校外における児童生徒の事故

・交通事故	・水難事故	・転倒・転落事故	・游戏中・遊具によるけが
・登校・下校中のけが	・野外活動中のけが	・虐待・性的被害	・集団暴力
・行方不明	・落雷	・刃物による事件	・不審者の声かけ・誘拐
・その他			

8 学校内における職員の事故・事件

・転倒・転落の事故(捻挫・骨折)	・学習指導中の教具・器具等によるけが
・体育指導中(示範中)のけが	・急性疾患(脳卒中・吐血・心臓発作等)
・学級園、校庭等での作業中のけが	・金銭、USB 等の盗難、紛失
・理科実験中の事故	・その他

9 学校外における職員の事故

・交通事故(物損・傷害・死亡事故等)	・通勤途中の事故	・余暇中の事故
・行方不明	・暴力事件	・各種けが
・自殺	・出張中の事故	・飲酒・酒気帯び・スピード違反
・急性疾患	・旅行中の事故(海外・国内)	・その他

10 学校被災

・火災	・台風・ゲリラ豪雨	・地震・津波	・学校備品・所持品の盗難・施設の破損	・その他
-----	-----------	--------	--------------------	------

11 学校内事件

・校内暴力(児童間暴力・対教師暴力・器物損壊)	・いじめ	・不登校	・体罰
・窃盗	・学校飛び出し	・行方不明(登校後・下校後)	
・喫煙・薬物吸引	・放火・不審火の発生	・害虫による皮膚炎等被害	
・保護者とのトラブル	・飼い犬、野犬等の侵入	・不審者等の校内立ち入り	
・給食への異物混入	・学級崩壊	・校内での交通事故、自動車の損傷	
・離婚した親の侵入と連れだし		・その他	

12 学校外で発生する恐れのある事件・事故

・万引き・窃盗(金銭・物品・自転車等)	・家出(行方不明)	・集団暴力(けんか・いじめ・暴行)
・悪戯・器物損壊	・恐喝	・自殺
・深夜徘徊	・飲酒・喫煙・薬物乱用	・毒物混入
・放火・火遊び・焚き火	・感染症発生・インフルエンザ	・性的被害、暴行、養育放棄、虐待
		・児童宅の火災
		・SNSトラブル

13 修学旅行・集団宿泊学習・遠足・校外学習

・食中毒	・交通事故	・けが(屋内・屋外)	・迷子	・転落・転倒事故
・入浴中の事故	・器物破損・損壊	・落石事故	・害虫による集団被害(スズメバチ等の襲来)	
・野外炊飯中の事故(火傷・切り傷)		・水難事故	・動物の襲来(野犬・イノシシ等)	・その他

14 児童生徒の死亡事故・事件

・交通事故	・水難事故	・転落事故	・自殺	・運動中の突然死
・施設器具の転倒による事故			・急性疾患による急死	・食中毒
				・その他

15 人権・同和教育

・差別を表現した落書き	・賤称語の使用	・差別・偏見・侮辱につながる表現
・同和問題に関わるもの	・障がい者に関わるもの	・女性に関わるもの
・職業に関わるもの	・人種、民族、国家に関わるもの	・経済的貧困に関わるもの
・個人のプライバシーに関わるもの	・掲示物による人権侵害	・差別発言
・遊びの中での差別用語の使用	・その他	

16 教育環境

- ・休日明けの校庭・運動場・非常階段・プール等 ～タバコの吸い殻、空き缶、ゴミ等の散乱～
- ・施設の無断使用 ～プール、運動場、校庭～
- ・校舎、施設、遊具等の破損
- ・無断駐車と放置車両
- ・安全点検の見落とし～倒壊物、落下物、釘、ガラス等の危険箇所、物
- ・施錠忘れによる児童のけが～体育倉庫、資料室、特別教室等
- ・水道栓の閉め忘れ
- ・電灯、暖冷房器具、音楽機器のスイッチ等の消し忘れ
- ・必要箇所の施錠忘れ

17 教育課程

- ・学校行事等の調整

18 職場の人間関係

- ・いじめ・暴言
- ・パワー・ハラスメント
- ・セクシャル・ハラスメント
- ・その他

19 事務運営

- ・不正な事務処理
- ・徴収金の使途不明・着服事件
- ・公簿の不正処理

20 人事運営

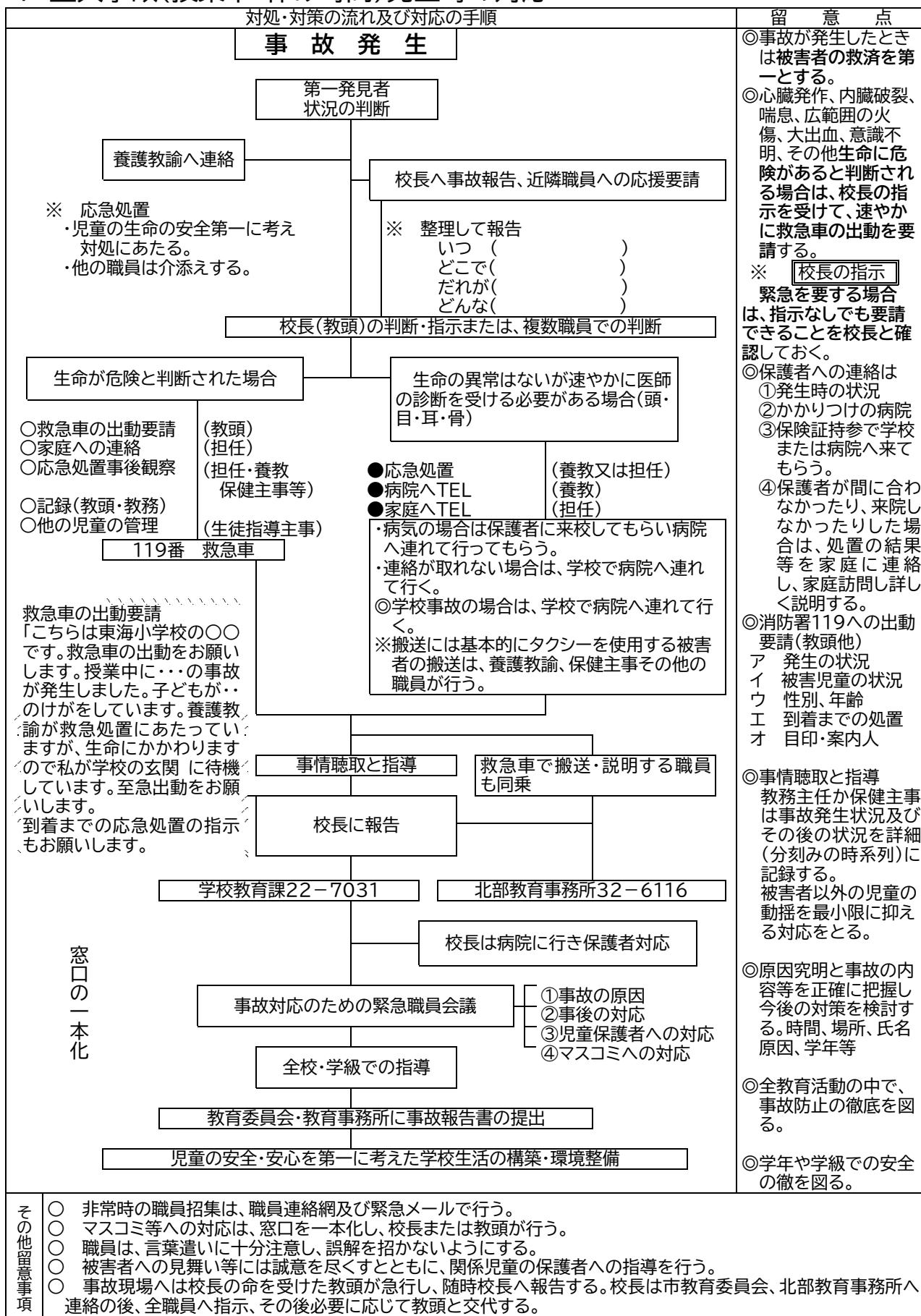
- ・個人情報の流失阻止

21 保護者・地域社会・団体等との関わり

- ・学校施設の開放
- ・学校騒音(音量)・運動場砂塵・掲揚台(紐の音・掲揚時間)に対する苦情
- ・樹木の維持管理(落ち葉、樹木の伐採・剪定、害虫駆除)
- ・学校便り、学年・学級だより等の内容に関する苦情、批判

II 学校における対応

1 重大事故(授業中・休み時間)発生時の対応



2 重大事故(事故、けが、病気)発生後の収束段階での対応

重傷・死亡	《連絡》
	市教委学校教育課 22-7031
	北部教育事務所 32-6116
	※警察
	延岡警察署 22-0110
	和田越交番 33-3860
	※消防
	延岡市消防本部 22-7108
	〃延岡北分署 35-1954

- 1 発生場所の状況確認(保全)
- 2 保護者への連絡(文書あるいは電話連絡)
- 3 マスコミへの対応確認(市教育委員会との連絡)

事後の留意事項

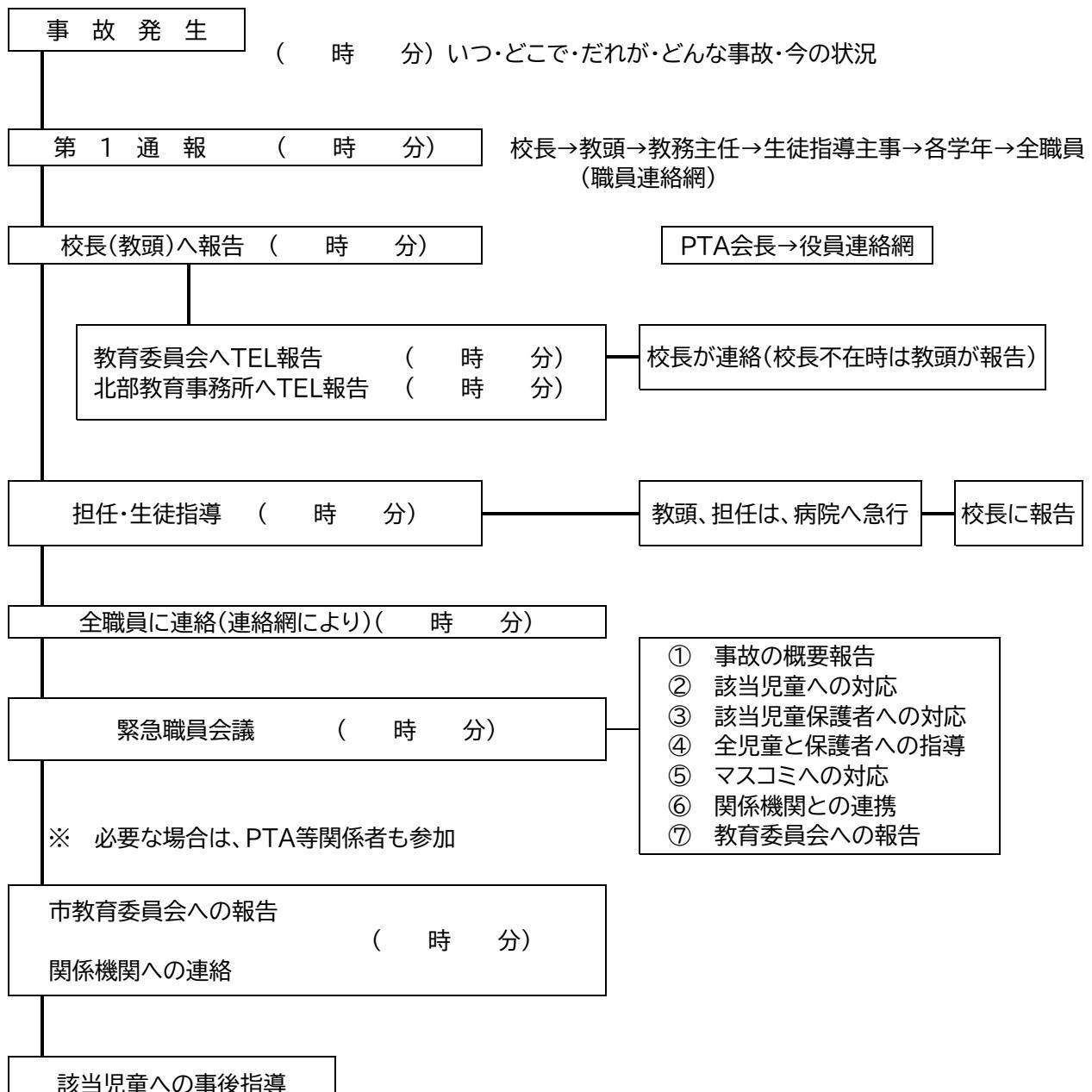
ア 詳細な記録の整理 迅速な報告を行い、第一報、第二報
…と入れる。
市教委学校教育課 22-7031 北部教育事務所 32-6116

イ 正式な事故報告書の作成・提出
ウ 対応の反省と改善(職員会議の開催)
エ 保護者への報告・説明(文書・臨時のPTA説明会の開催)
オ 他の生徒の心のケア(専門機関との連携)
○ 心理カウンセラー等の要請 ※家庭訪問の実施
カ 対象幼児、児童、生徒と保護者への継続的な対応の実施
キ 対応マニュアルの見直し・改善、共通理解の徹底
ク 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連携
ケ 施設・設備の改善
コ マスコミへの対応

教頭への窓口の一本化

3 休業中における重大事故への対応

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」



【休業中の児童の指導について】

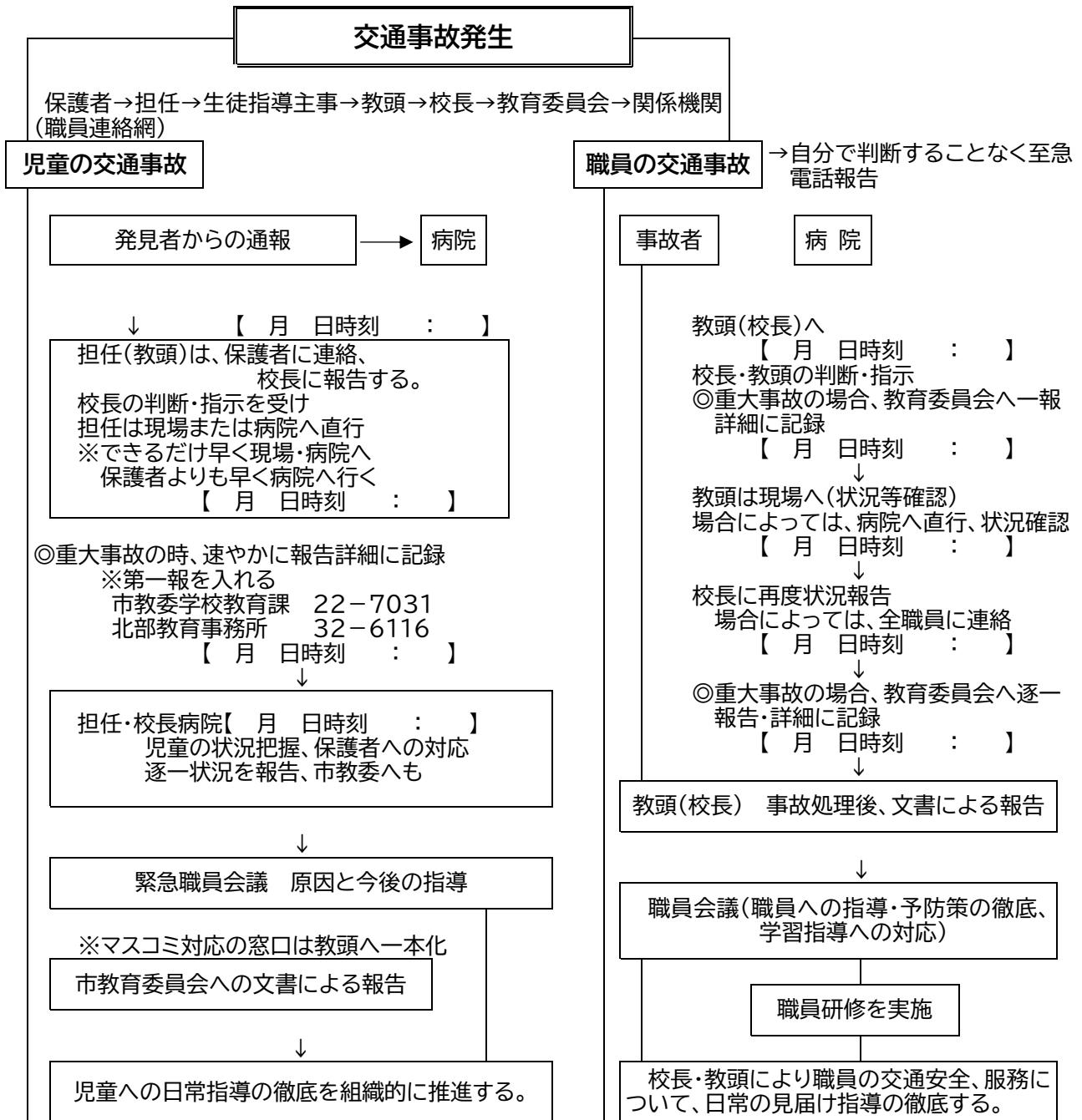
学校全体として生徒指導部・保健体育部が、児童の実態を十分に把握し、日頃より危機意識をもって、絶えず最悪の場合を想定した予防策を組織的に構築して指導に当たる。
学年主任は、常に学級担任等と日頃から危機管理について確認し合い、連休前指導等に当たる。特に、学級担任は、交通事故や事件等にあわないように、児童の実態に応じた指導を徹底し、常時の指導とあわせて十分実施する。また、児童の休業中の過ごし方について、可能な限り把握し適切な指導を家庭と連携して行う。長期休業中と同様に、計画表を作成し、事前事後の指導を行うこと。

4 交通事故発生時の対応

延岡警察署 22-0110 和田越交番 33-3860

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」

※ 事故の経緯を詳細にまとめ、必要な場合は緊急職員会議を開催する。



5 水泳指導中の事故発生時の対応

救急車要請 119 延岡市消防署 22-7108 延岡北分署 35-1954

延岡警察署 22-0110 和田越交番 33-3860

「誠意」「即刻対応」「速やかに報・連・相」

※ 事故の経緯を詳細にまとめ、必要な場合は緊急職員会議を開催する。

※ 危機対応の道具確認

学校のプールでの事故発生

※ 役割分担確認

学校外での水難事故

※ 児童の健康状態確認

■授業中に事故発生

(時 分)

A [担任1] (事故者から離れないで処置にあたる)
救命処置の実施…複数対応(時 分)

- ・胸骨圧迫
- ・人工呼吸の継続
- ・AEDの使用

※毛布等で体温の維持(マニュアル)

B [担任2] (他児童への指示→事故者の処置)
教頭(校長)・養護教諭へ

状況確認、対応指示 役割の確認・指示
他児童への指示

※指示後、複数で人工呼吸にあたる

C [監視者] (救急者出動要請・時間の記録)
※携帯電話の活用

救急車出動要請 (時 分)

「こちらは、東海小学校です。救急車の出動をお願いいたします。水泳の指導中、児童がおぼれました。現在職員が人工呼吸しています。」

救急車到着まで人工呼吸の継続(時 分)

児童の命最優先(時 分)

◎重大事故の時、速やかに報告、詳細に記録

○保護者へ連絡:状況説明(時 分)

○市教育委員会へ一報 (時 分)

市教委学校教育課 22-7031

北部教育事務所 32-6116

救急車到着(時 分)担任・養護教諭 教頭は同乗

病院へ搬送

※指示を受けた職員は病院へ

担任(教頭)は、保護者に説明、
校長に報告する。
校長も病院へ

↓

緊急職員会議 原因と今後の指導
※マスコミ等への対応・窓口の一本化(教頭)

市教育委員会への文書による報告

児童への日常指導の徹底を組織的に推進する。

窓口の一本化

校長・教頭 が対応

校長(教頭)報告を受け、復唱する
1人:復唱記録係
1人:データ入力係
1人:データ整理係

情報
管理

● 事故対応時の詳細な記録の取り方 当事者

児童
保護者
職員

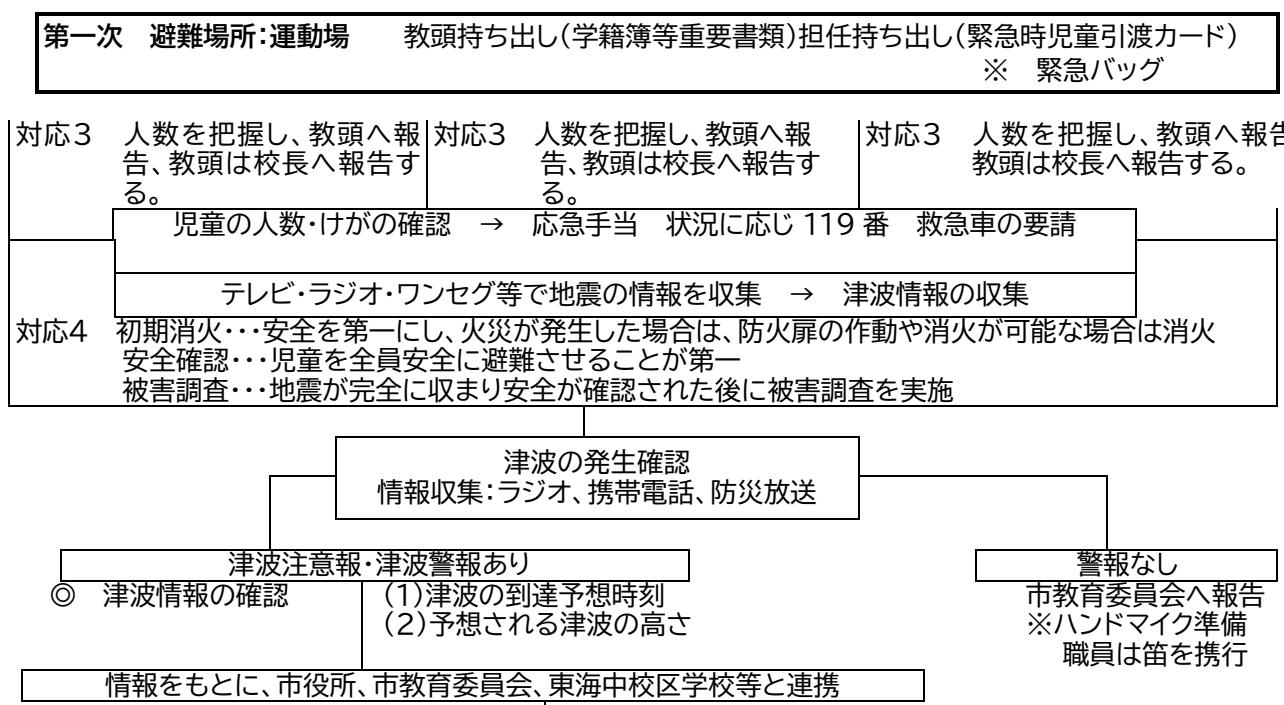
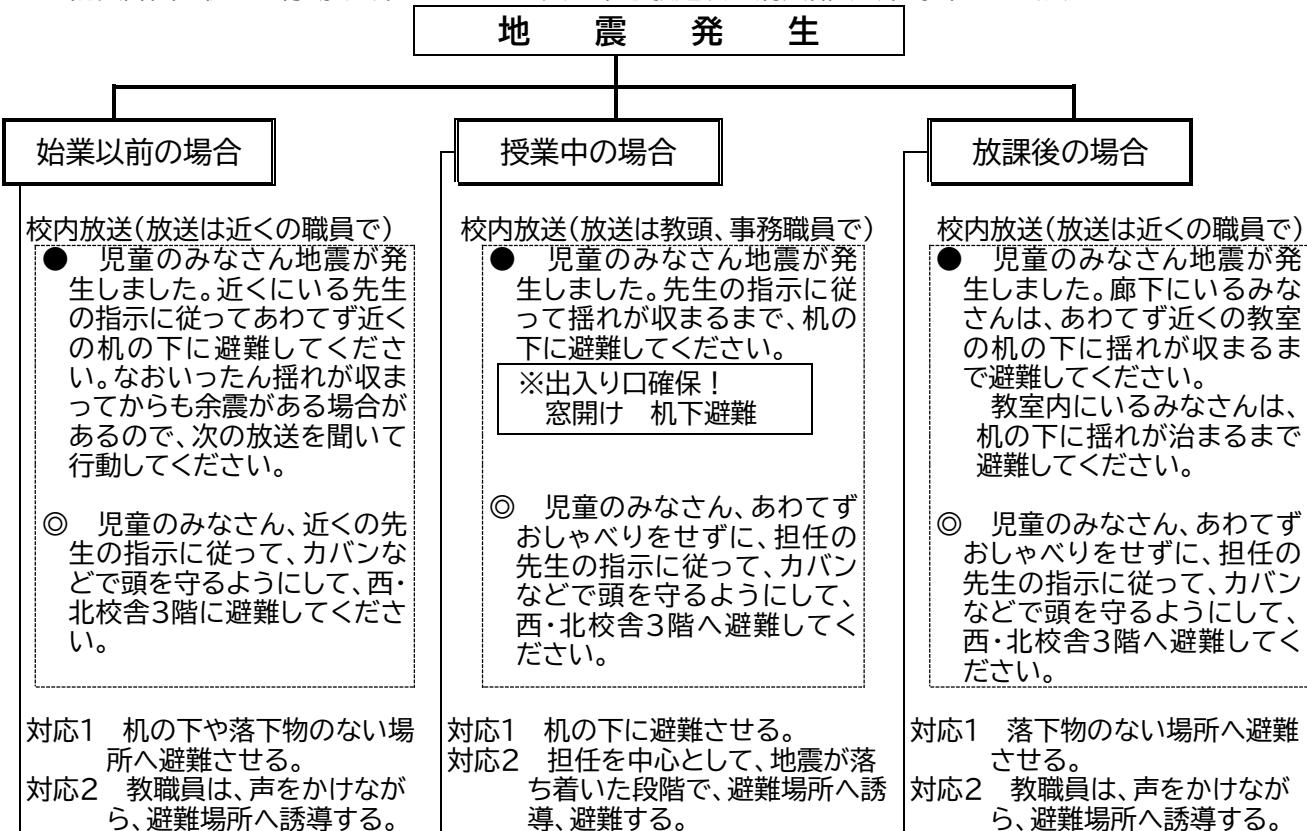
← 担任・教頭・校長 が対応

1人:メモ記録係職員
1人:電話報告係職員
(3人以上の体制)

逐一報告
学校へ報告

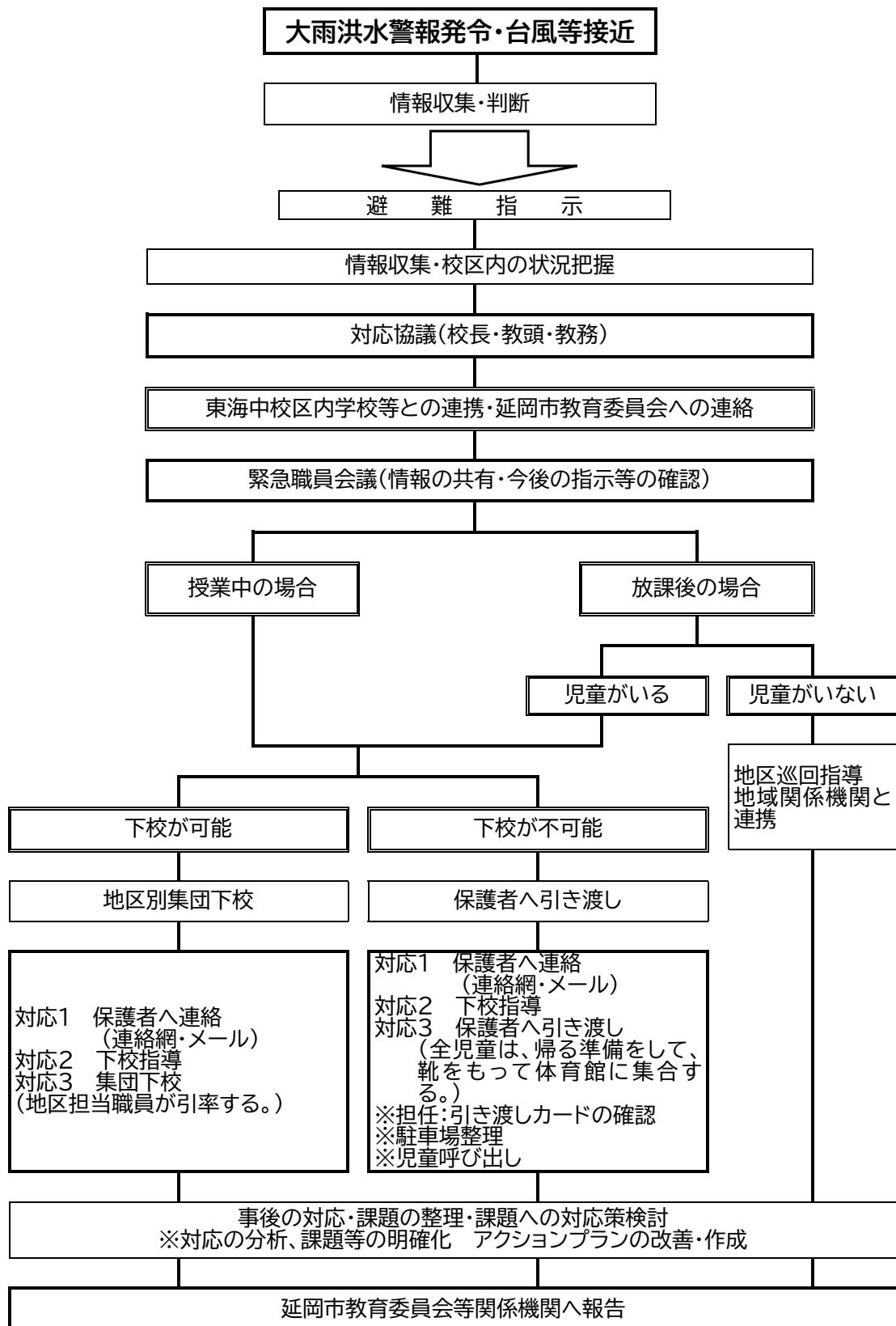
6 地震発生・津波発生時の対応

◎ 防災計画に従って行動・避難すること、全員が緊急放送及び消火器、避難場所について熟知しておくこと。

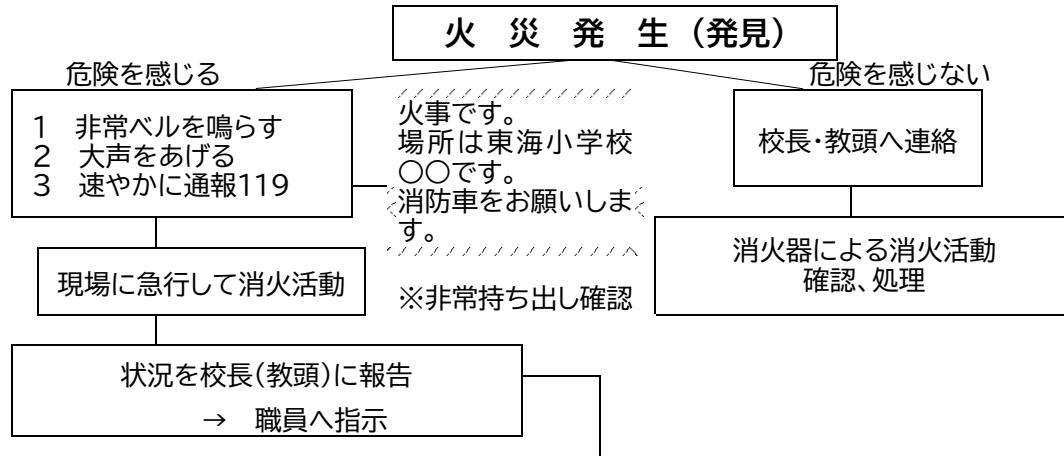


7 風水害発生時の対応

◎ 防災計画に従って行動・避難すること、全員が緊急放送及び下校方法等について熟知しておくこと。



8 火災発生時の対応



緊急放送による状況説明・避難指示

授業中の場合	休み時間の場合	始業前・放課後
<p>■ 緊急に全校のみなさんにお知らせします。最後まで静かに聞きなさい。ただ今火災報知器が作動しました。火災が発生した可能性があります。今確認していますので、次の放送があるまで、避難の準備をして待っておいてください。</p> <p>□ 落ち着いて聞きなさい。○○から火災が発生しました。みなさんは、ハンカチを口に当て、あわてないで先生の指示に従って速やかに運動場に避難してください。 <u>学級担任等は、児童の誘導最優先</u></p> <p>◇ 出火場所は○○です。 初期消火を行ってください。 なお、近くに消火器もしくは消火ホースがない場合は、避難を優先して行ってください。</p>	<p>■ 緊急に全校のみなさんにお知らせします。最後まで静かに聞きなさい。ただ今火災報知器が作動しました。火災が発生した可能性があります。今確認していますので、次の放送があるまで、避難の準備をして待っておいてください。 教室の外にいる人は近くの先生の指示に従って行動してください。 ○○の近くにいる人は、その場所を離れて、運動場に避難してください。</p> <p>□ 落ち着いて聞きなさい。○○から火災が発生しました。みなさんは、ハンカチを口に当て、あわてないで先生の指示に従って速やかに運動場に避難してください。</p> <p>◇ 出火場所は○○です。 初期消火を行ってください。 なお、近くに消火器もしくは消火ホースがない場合は、避難を優先して行ってください。</p>	<p>■ 緊急に全校のみなさんにお知らせします。最後まで静かに聞きなさい。ただ今火災報知器が作動しました。火災が発生した可能性があります。今確認していますので、近くにいる先生の指示に従って行動してください。 近くに先生がいない場合は、速やかに運動場に避難してください。なお先生方は児童を安全に運動場へ誘導することを優先して行ってください。</p> <p>□ 落ち着いて聞きなさい。○○から火災が発生しました。みなさんは、ハンカチを口に当てあわてないで先生の指示に従って速やかに運動場に避難してください。</p> <p>◇ 出火場所は○○です。 初期消火を行ってください。 なお、近くに消火器もしくは消火ホースがない場合は、避難を優先して行ってください。</p>

児童を避難させる

①人数の確認 ②けがの確認(応急手当)

状況報告(在籍数、欠席者数、現在数、異常の有無等)

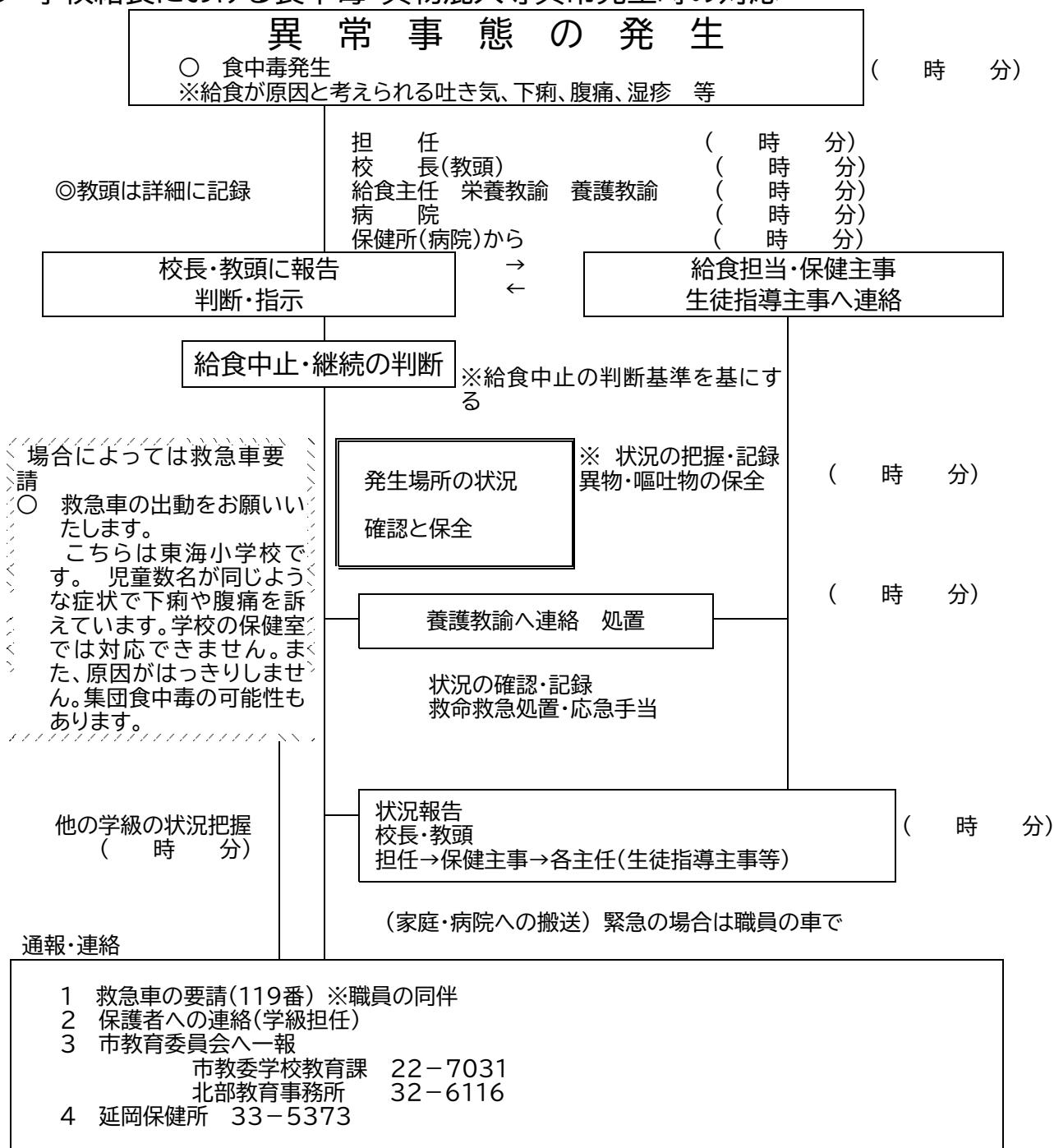
学級担任 → 教頭 → 校長

通報・連絡

1 消防車の要請	119
2 警察に通報	110
3 延岡市教育委員会への1報	22-7031
4 北部教育事務所への1報	32-6116
5 保護者への連絡:連絡網・メール等の活用	

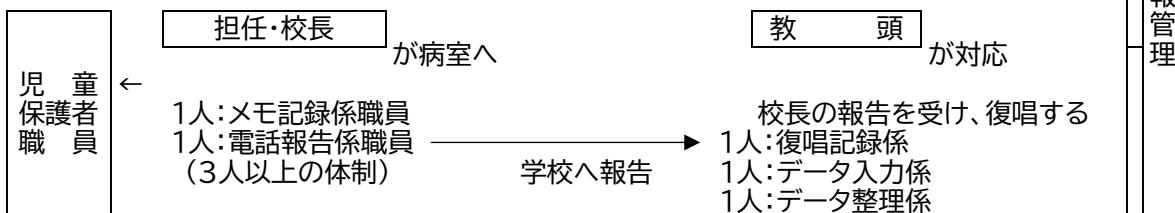
※ マスコミへの対応は教頭に一本化

9 学校給食における食中毒・異物混入等異常発生時の対応



【病院・保健所等での体制】

当事者が病院到着

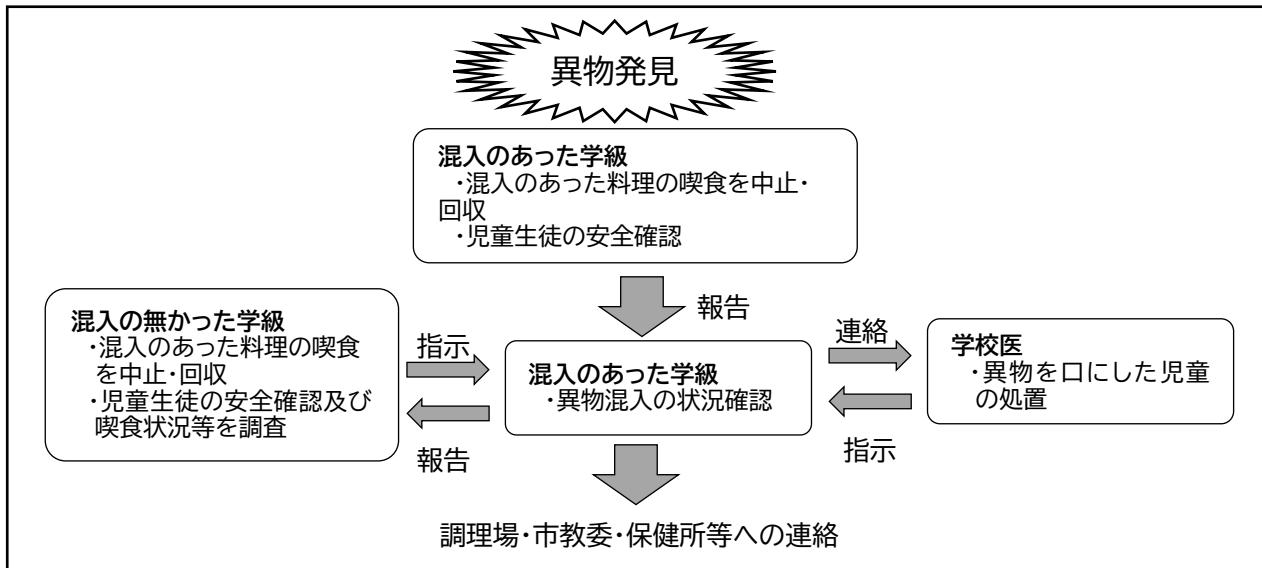


【給食中止の判断基準】

○ 主な混入物の種類と対応

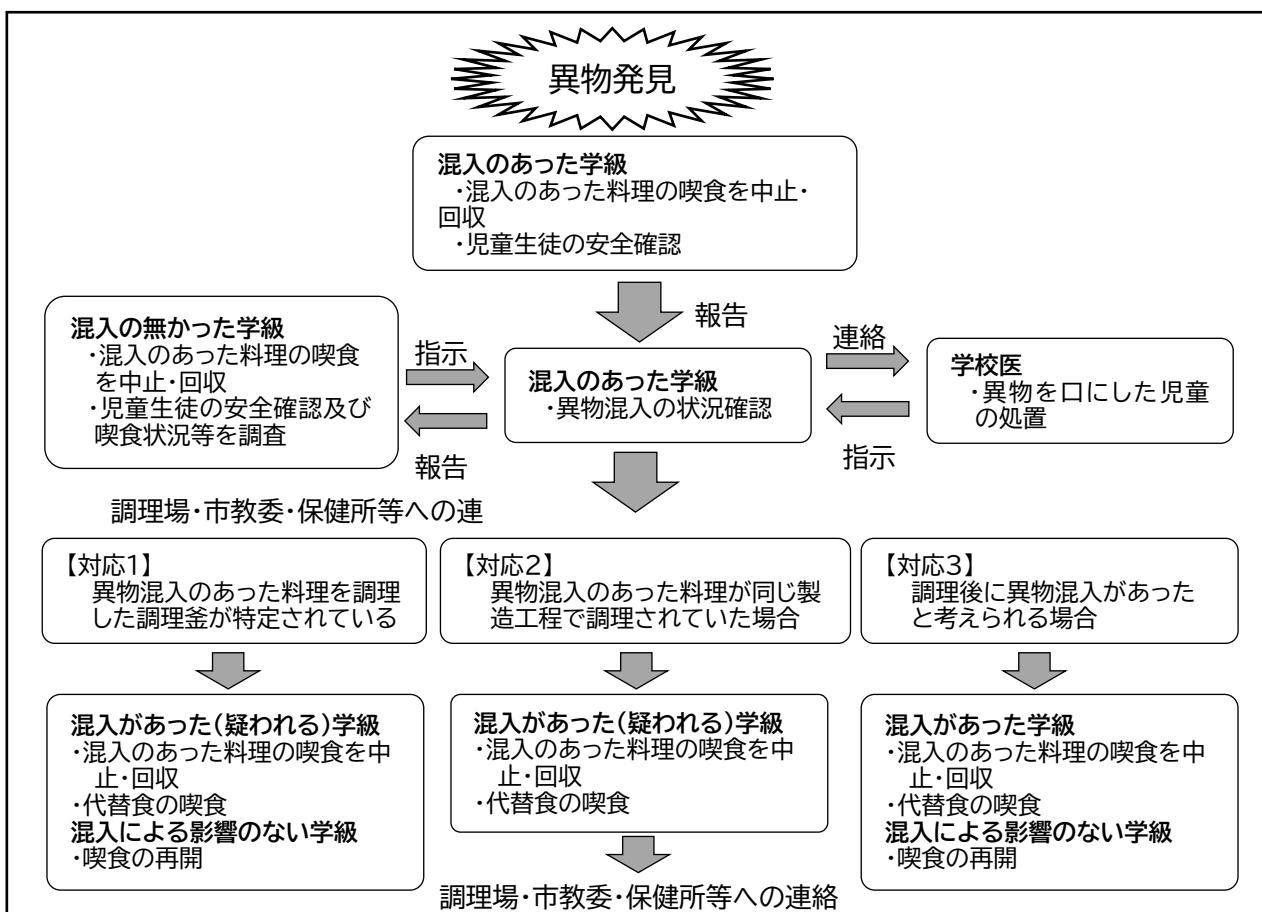
分類Ⅰ：毒物・劇物等、人体に危険と思われる異物

※ 毒物・劇物等、(針、針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類、) 生命に深刻な影響を与える異物



分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物や異臭等

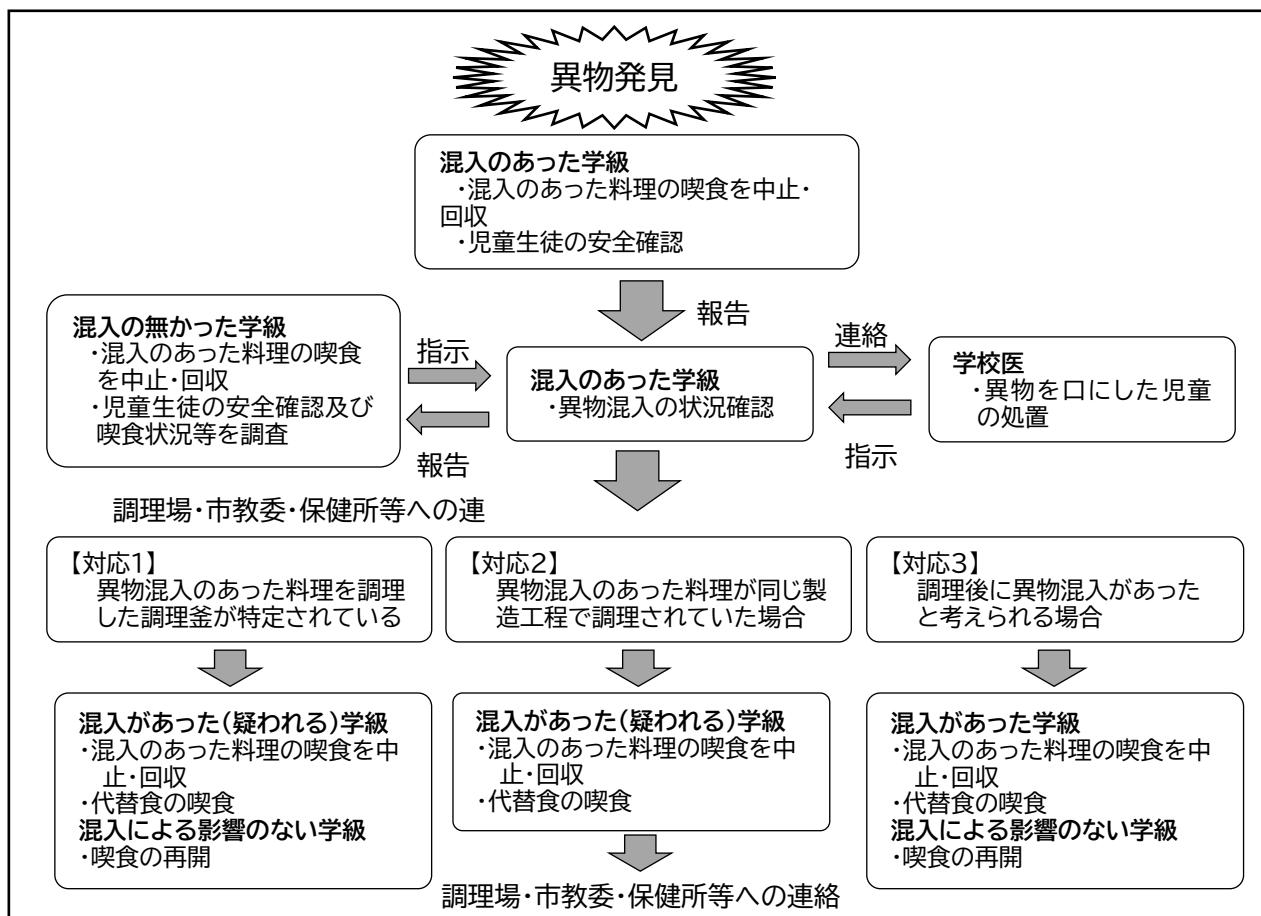
※ 卫生害虫(ゴキブリ、ハエ、クモ等)、ネズミの糞等、異常な変色・異臭・カビ等、また、針、針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類等の健康への影響が大きいと思われる異物



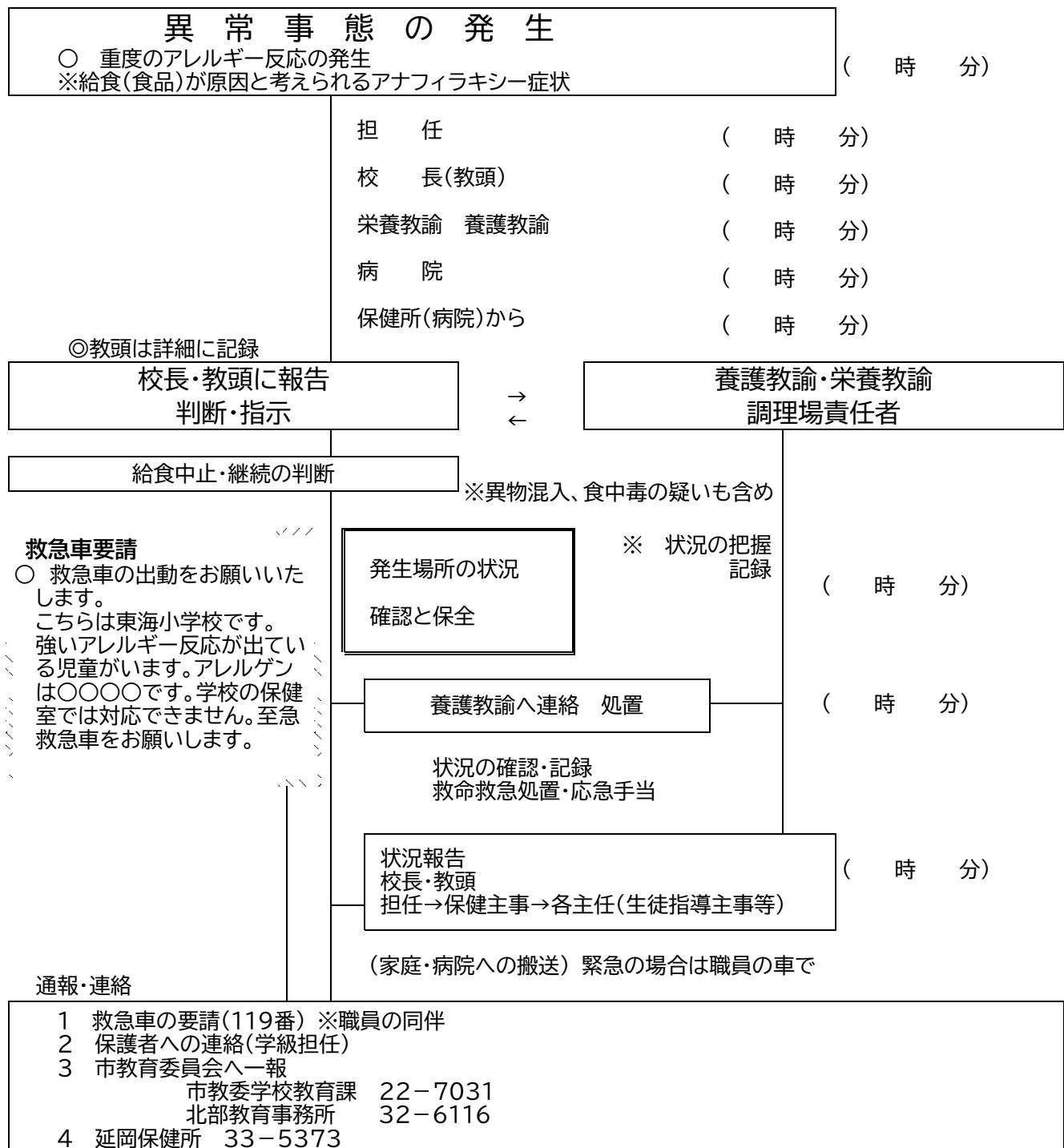
分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物

※ 毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、米粒大の濃小石、衛生害虫以外の虫等

異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物

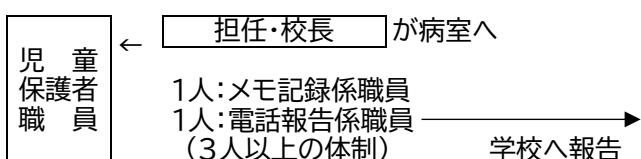


10 アレルギー対応の体制

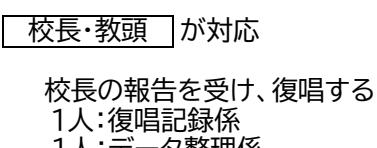


【病院・保健所等での体制】

当事者が病院に到着



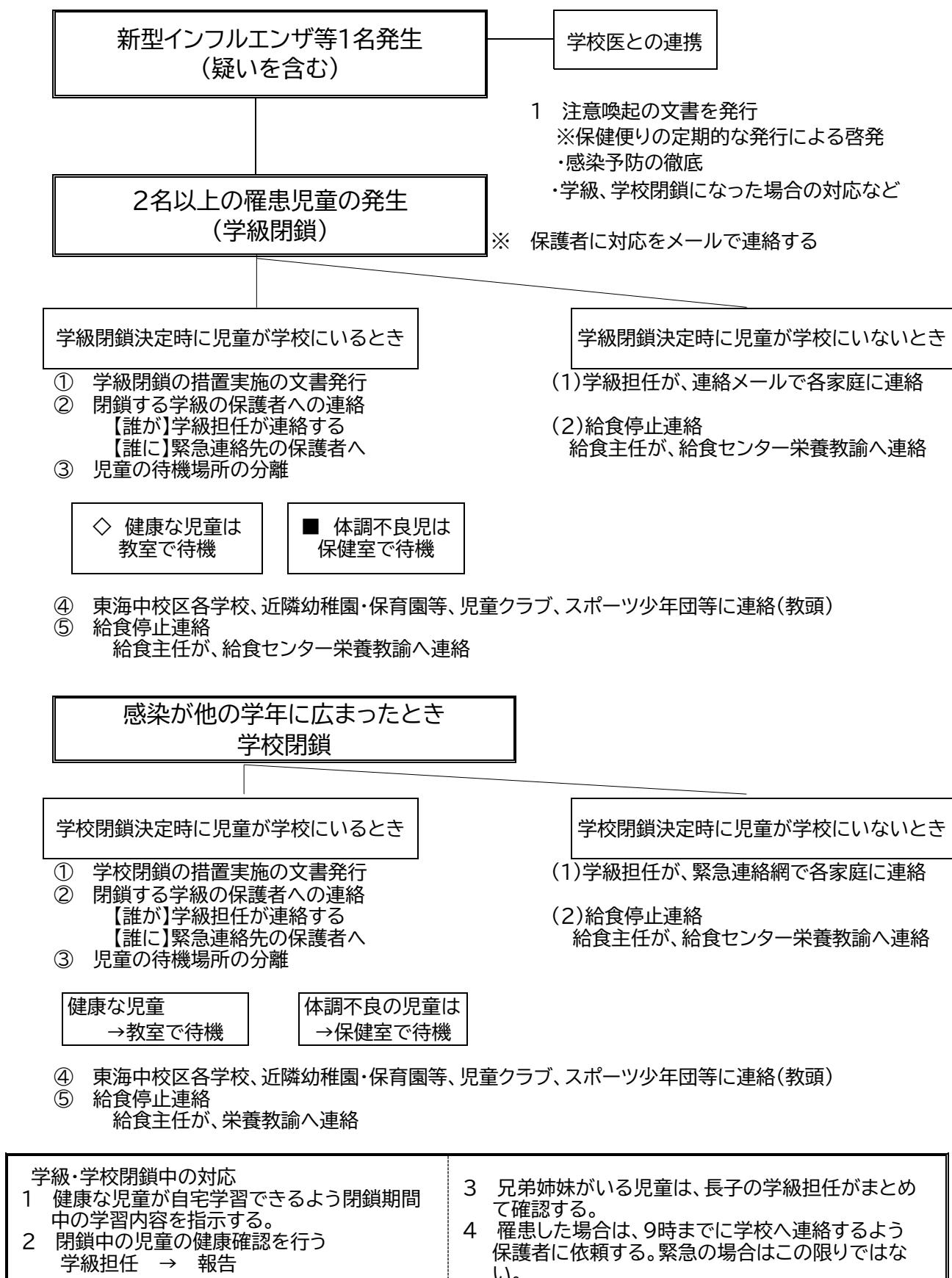
窓口の一本化



情報管理

11 新型インフルエンザ・コロナ等の感染症発生に伴う具体的な対応について

※ 発生後速やかに、市教委学校教育課 22-7031 北部教育事務所 32-6116



12 不審者侵入時における安全管理

(1) 基本方針

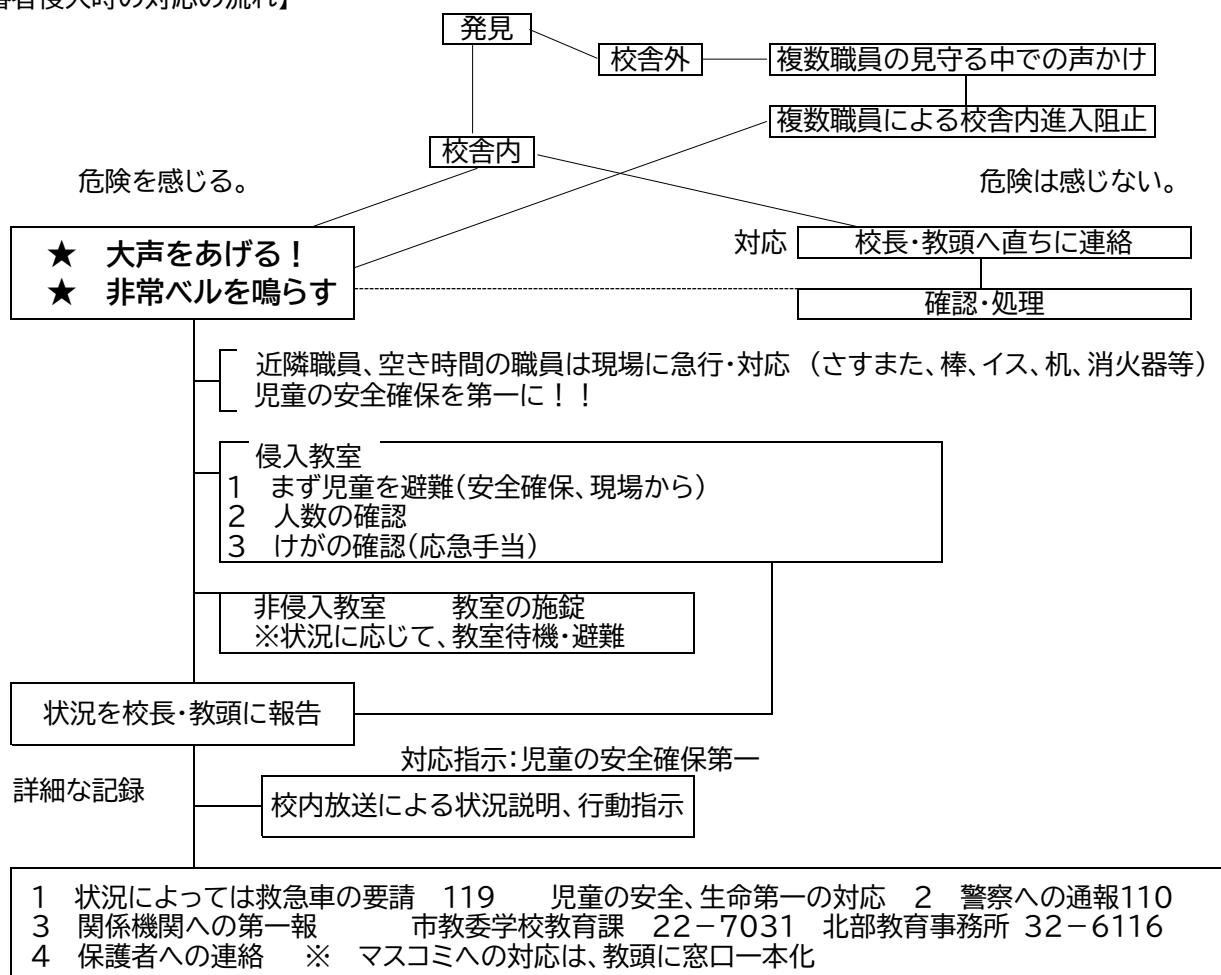
本校では、平成13年6月10日の大阪教育大学教育学部附属池田小学校の痛ましい事件を、本校でも起こりえること受け止め、学校・地域の実態・実情を踏まえ、具体的な危機管理対策を危機意識をもって気を緩めることなく継続的に実施する。

(2) 具体的対策

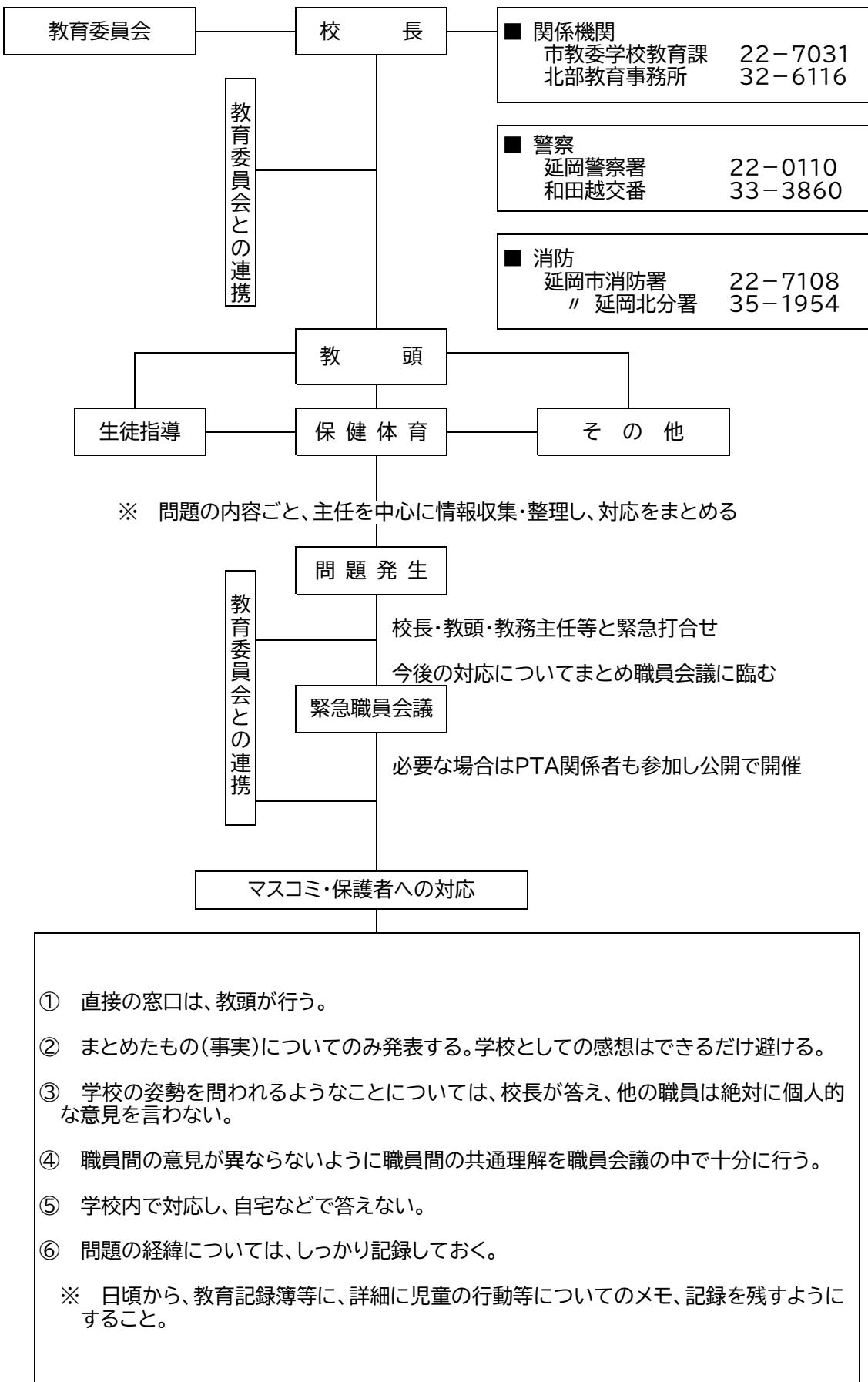
全職員による、「児童安全確保」について共通理解を図るとともに、保護者・地域社会、関係機関とも安全確保のための具体的方策を協議し、実施できるものから実施していく。

- ① 教職員の学校の危機管理・安全確保に関する共通理解及び危機意識の喚起、研修の充実
- ② 教職員の校内巡回(校長、教頭の定期的な巡回)
保護者、地域と連携した見守り活動の展開
- ③ 児童への指導の徹底
 - 不審者への対応訓練
 - 危険回避能力の育成に向けた日常指導の徹底
 - 集団での下校や行動
 - 地区ごとの横のつながり
- ④ 保護者への通知
 - ・ 来校時の配慮事項:職員玄関での受付、記帳
 - ・ 児童への指導事項の情報伝達
- ⑤ 業者への通知
 - ・ 来校時の配慮事項:職員玄関での受付、記帳
- ⑥ 教職員の対応、保護者との連携強化
 - 教職員の緊急時の対応体制(避難誘導等)の徹底、マニュアル化の推進、実行
 - PTA役員会等開催による学校と家庭との連携についての共通実践
- ⑦ 今後の対策(中期的にできること)
 - ※ 点検して判明した防犯上問題となる施設の改善
 - ※ 関係機関(警察等)及び地域(区長、民生児童委員等)との連絡体制の構築
- ⑧ 今後の対策(長期的にできること)
 - 予算をともなうものは、今後関係機関等と協議検討し改善を図る。
 - 学校安全管理ボランティア(仮称)等を組織し、学校・地域・家庭、地域社会が一体となって、幼児児童生徒の安全確保を推進する。
 - 今後の学校には、安全管理を十分に配慮したシステムの導入を図る。

【不審者侵入時の対応の流れ】



13 マスコミ対策



14 暴力団に対する基本的対応マニュアル

(1) 暴力団とは…

- 暴力団の定義
その団体の構成員が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れがある団体
- 暴力団の特質
 - ・擬制的血縁関係(盃事による親子、兄弟関係など)の存在
 - ・縄張りの存在
 - ・犯罪的助長集団、対抗抗争常習集団
 - ・金のためなら手段を選ばぬ不法営利集団
- 資金源
 - ・伝統的資金源(賭博、売春、恐喝、みかじめ料、覚醒剤など薬物の密売等)
 - ・新しい形の資金源(債権取り立て、交通事故への示談交渉、倒産整理などの民事介入、経済活動への参入、振り込め詐欺等の詐欺行為)

(2) 暴力団対策法第9条で禁止されている15の行為

- 1号 口止め料など要求行為
 - ・人の秘密事項に関し、その人達に「口止め料」を要求する行為
- 2号 不当贈与要求行為
 - ・不当な方法、内容で、寄付金・賛助金等を要求する行為
- 3号 不当下請け等要求行為
 - ・断られているのに、発注者や請負業者に下請け等の仕事や物品購入を要求する行為
- 4号 みかじめ料要求行為
 - ・縄張り内の営業者に対して「あいさつ料」「縄張り料」を要求する行為
- 5号 用心棒料等要求行為
 - ・スナックなどに対し、おしほり納入契約、その他の物品の納入、用心棒代など要求する行為
- 6号 高利債権取り立て行為
 - ・利息制限法に違反して、高金利の債権を取り立てる行為
- 6号の2 不法な方法で債権を取り立てる行為
 - ・人から依頼を受け、報酬を得て、または報酬を得る約束をして、債権者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして、債権の取り立てを行う行為
- 7号 不当債務免除要求行為
 - ・債権等の返済に関し、その免除や猶予を不当に要求する行為
- 8号 不当貸し付け要求行為
 - ・有利な条件で貸し付け、手形の割引などを要求する行為
- 9号 不当信用取り引き要求行為
 - ・証券会社に対し、不当に有価証券の信用取り引きを要求する行為
- 10号 不当自己株式売買等要求行為
 - ・株式会社等に対し、不当にその会社の株式買い取りを要求する行為
- 11号 不当地上り上げ行為
 - ・正に使用する権利に基づいて所有または占領している建物、土地の明け渡しを不当に要求する行為
- 12号 競売等妨害行為
 - ・土地・建物の占有や支配の誇示を行い、これを止めさせることの対象として明け渡し料を要求する行為
- 13号 不当示談介入行為
 - ・交通事故などの示談交渉に介入して、相手の事故原因者に損害賠償金などを要求する行為
- 14号 因縁をつけての金品要求
 - ・小さな異常・損害の程度を誇示したりして、損害金などを要求する行為

(3) 暴力団対応の基本的心構え

① 個人における平素からの基本的心構え

ポイント1 毅然(恐れず・侮らず)とした態度・勇気をもとう	・ 暴力団員は刑務所入りのリスクを抱えながら、資金獲得を目指す。彼らは直接的暴力は避けたいと考える。しかし彼らは脅しのプロである。
ポイント2	・ 暴力団は弱い者には強く、強い者には弱い。

信念と気迫を持ち、暴力には屈しない	・ 強い信念と、対決心が相手を崩す武器である。
ポイント3 挑発をしない、のらない、冷静な対応をする	・ 暴力団員は「見栄・顔・力」を生き甲斐としている。 ・ 心理作戦で迫ってくるので挑発に乗れば負ける。挑発すれば実力行使に訴える。
暴力団員のもつ価値観 1 拝金主義 2 羽振りの良さの誇示 3 労働の蔑視 4 「顔」意識の強調 5 「力」の原則	(人生は金次第である。) (外車やブランド品はかっこいい。) (汗水垂らして働くのはつまらない。) (人前で恥をかかされたら、必ず仕返しをする。) (男の価値は力で決まる。)

② 組織における平素からの暴力団に対する基本的心構え

ア 必要な危機管理意識

- 反社会勢力からの「不当な要求に絶対に応じない」という毅然とした対応姿勢・方針を全職員が意識化する。

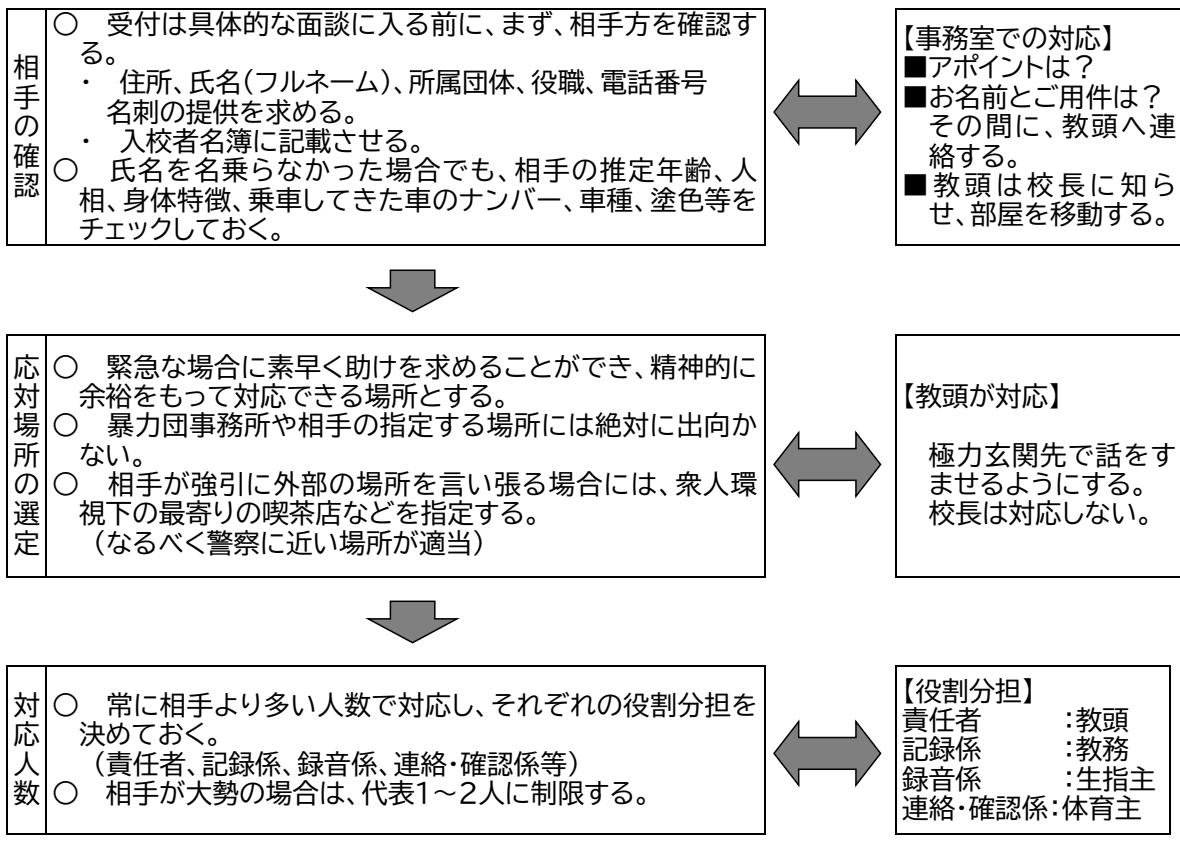
イ 危機に直面した際の体制づくり

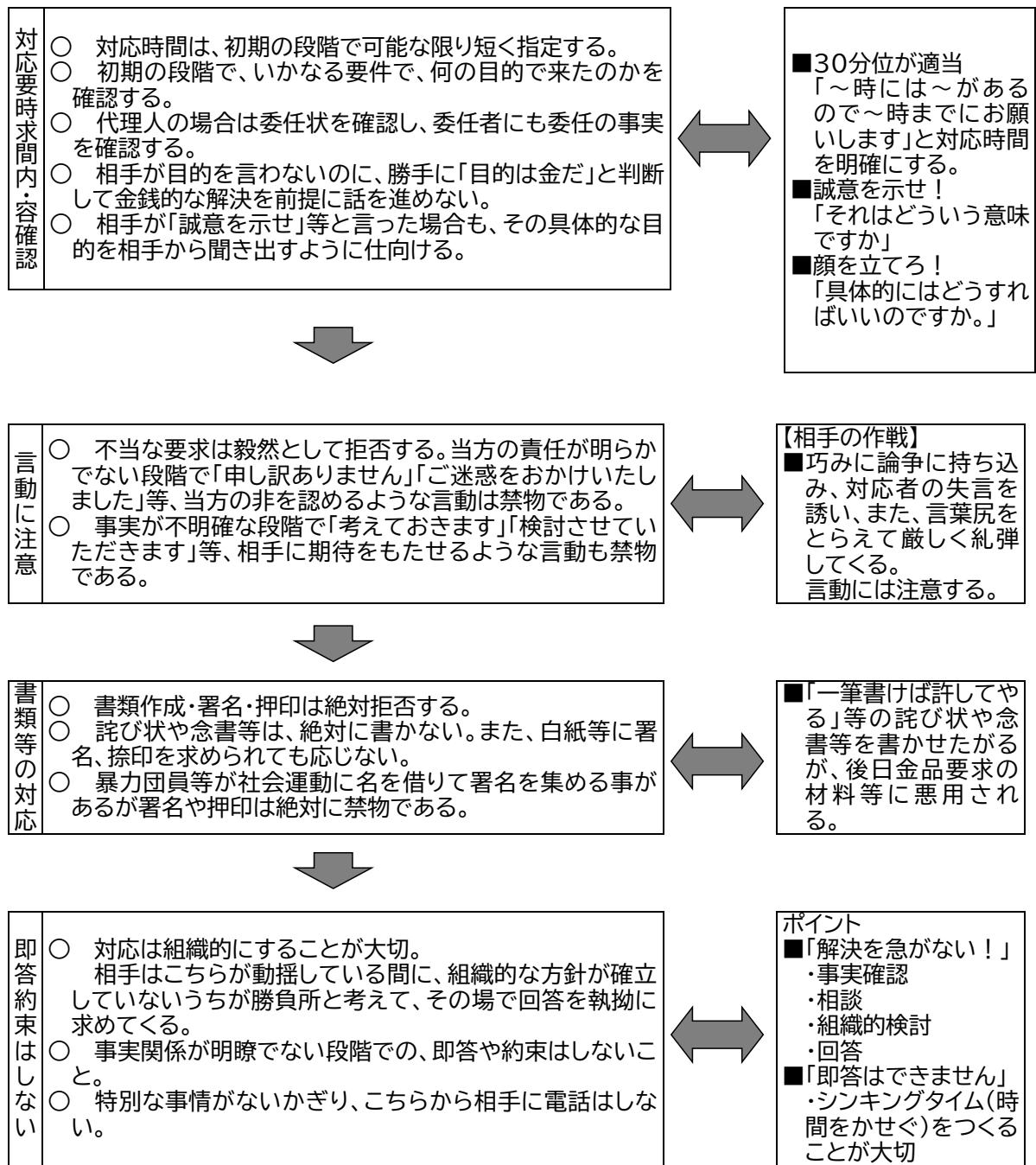
- 平素から危機に直面した際の対応・対応責任者、対応補助者等を指定して、公安委員会の責任者講習を受講させるほか、報告・通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応し、応対するとの自覚と、組織としての対策(回避)をすると心構えで取り組む。
- 可能であれば、平素からできるだけ録音、撮影機器等の備えのある、危機に直面した際の応接室を決めておく。

ウ 暴力追放協議会、警察、教育事務所、教育委員会との連携

- 可能な限り迅速かつ事前に暴力追放会議、警察、教育事務所、教育委員会に相談できるように平素から、各関係機関の担当者窓口・連絡方法を確認し連携を図っておく。

(4) 具体的な対応マニュアル





(5) その他注意すべき対応マニュアル・ポイント

① 校長は対応しない

- 暴力団等は、いきなり「責任者を出せ！」「校長を出せ！」等と言ってくるのが常である。
- 当初からトップ等の決裁権のある者が対応すると、即答を迫られる。
- 最初にトップを出すと以後の交渉でも、トップ対応を求められる。
- 校長室に通さない。会議室等を利用する。
- 「忙しい」とかの理由を言うと、居座られることがある。
- 「居留守」を使うと、相手に分かった場合に、トップ攻撃に矛先を変えてくる。

② 湯茶等の接待はしない

- 湯茶等を出すと、相手は「居座り」を容認したものと勘違いする。
- 湯飲茶碗等を投げつけたりして、脅しの道具に使われる危険がある。
- 対応する部屋に、「暴追ポスター」「責任者講習受講修了書」等、こちらの姿勢を示すものを掲示するといい。

③ 対応内容の記録

- 電話や面談等の内容を記録化しておくことは、相手を犯罪で検挙する場合や行政処分、民事訴訟の際に証拠として不可欠である。
- 相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。抑止力にもなる。
- 特に、録画や録音は、その正確さに加え、脅しのトーンも記録できる大切な証拠となる。また、上司に正確に報告することができる。

④ 初期段階で暴力追放協議会や警察等に相談・通報

- 何かと表沙汰にならないように等の配慮から、軽率に相手に妥協して深みにはまってからでは、遅すぎる。相談や通報が早ければ早いほど自信をもって間違いない解決ができる。
- 迷わず相談することが、解決の早道である。
- 裏取引は、新たなスキャンダルを生むことになる。
- 連携を察知すれば、暴力団員は近付かなくなる。

⑤ 法的手段の検討

- 行政命令 暴対法による中止命令等
- 民事事件 弁護士に依頼しての仮処分の申し立て
- 刑事事件 警察に被害届を出しての検挙

(6) 緊急連絡先

市教委学校教育課 22-7031
北部教育事務所 32-6116

延岡警察署 22-0110

延岡市消防署 22-7108
〃 延岡北分署 35-1954

宮崎県暴力追放県民会議(暴追センター)
電話 0120-184-893

15 持久走練習(大会)中の事故発生時の対応

- 当日の朝の健康観察を確実に行い、問題がある場合は持久走練習(大会)は行わせない。保護者からの情報提供がないか確認する。
- 持久走練習(大会)直前の健康観察も確実に行う。
- 持久走大会当日は、学級担任だけでなく学年付きの職員等も参加し、児童管理を行う。
- 持久走練習(大会)にはAEDを携帯する。
- 児童の事故が発生し、意識がないなどの重大事態が発生した場合は、状況を知った職員が迷わず救急車を呼ぶ。(管理職等が不在の場合の対応)

運動場での事故発生

■授業中もしくは休み時間に事故発生 (時 分)

↓
担任・発見者

(事故者から離れないで処置にあたる)
※ 児童の意識はあるかどうかの確認。

- ※ 養護教諭へ連絡
- ※ 状況確認
- ※ 対応協議
- ※ 保健室への移送
- ※ 管理職への報告

他の児童への指示

- ・近くの者にAEDを持って来させる。
- ・救急車を要請する。
- ・他職員の応援を要請する。

※ 近くの者に指示を出した後、直ちに心肺蘇生処置の実施

(時 分)

- 1 呼吸の確認
- 2 普段どおりの呼吸がない、または判断に迷う場合は、すぐに胸骨圧迫開始
・胸骨圧迫30回 人工呼吸2回
(AED到着まで繰り返す)

- 3 AED到着後は以下の手順で使用
① 緑の電源ボタンを押す。
② 電極パッドを体に貼る。
③ 心電図解析を確認
ショックが必要 必要なし

- 4 ショックボタン 胸骨圧迫開始を押す。
- 5 「i」ボタンを押し
指示に従って胸骨圧迫と人工呼吸を繰り返す。

※ 救急車が到着するまでAEDの電源は入れたまま、電極パッドはつけたまま

○ 保護者へ連絡:状況説明(時 分)
○ 市教育委員会へ一方 (時 分)
学校教育課22-7031

- ※ 救急車到着後、学級担任と養護教諭は同乗し病院へ向かう。
- ※ 教頭もしくは教頭から指示を出された者は、時系列で状況を確認する。
- ※ 教頭は適宜、校長に状況を報告する。
- ※ 学級担任が不在のため、学級の児童への対応は残った職員で行う。
- ※ 教頭もしくは教頭から指示を出された者は、保護者へ情報提供を行うための準備を行う。

16 新たな危機事象(弾道ミサイル発射)への対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

